

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-01	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
		担当者名	永澤	内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	地域環境整備対策費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18年度	根拠	通称「荒川ルール条例」			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000㎡以上かつ高さ10m超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。						
対象者等	大規模マンション（延べ面積3,000㎡以上かつ高さ10m超）の建築主						
内容	<p>○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</p> <p>○大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</p> <p>○条例手続きの流れは以下のとおり</p> <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会より区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>						
経過	<p>○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</p> <p>○上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定、同日施行した。</p> <p>○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。</p>						
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員 )						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 建築紛争未然予防割合 (%)	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数/届出件数
	② 協定締結率 (%)	100	100	100	100	100	協定締結件数/届出件数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	継続	大規模マンションの建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止することができる有用な制度である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		488	424	426	425	424	291	424
決算額 (30年度は見込み)		273	233	218	208	208	104	424
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
届出件数		5	5	4	3	3	5	5
事業者による説明会回数		5	5	4	3	3	5	5
地域関係者会議の回数		40	39	30	22	25	19	22
アドバイザー派遣回数		5	4	3	3	3	1	3
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	102	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	4	旅費	アドバイザー旅費	2	旅費	アドバイザー旅費	19
需用費	連絡調整会議賄い	1				需用費	連絡調整会議賄い	1
						使用料	会場使用料	18

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	2,543	6,446	3,903	地方税	0	0	0
	物件費	5	2	▲ 3	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	130	1,365	1,235	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,678	▲ 7,813	▲ 5,135
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,678	7,813	5,135	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,678	▲ 7,813	▲ 5,135
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,678	▲ 7,813	▲ 5,135

備考

29年度においては、物件費がアドバイザー旅費の実績減等に伴い減少した。

問題点・課題

○既存建物の解体に伴う届出計画については、近隣への騒音・振動等の影響が大きいため、地域住民への事前の解体説明会の実施を事業者をお願いしており、これまで、ほぼ実施をしてもらっている。

○近年、これまで近隣住民が利用していた計画敷地に接する道路上のごみ集積場所の位置が、計画の実施に伴って、変更する必要が生じる事例が地域や町会の課題となっている。このため、条例適応期間に地域として場所を検討するよう町会や地域関係者会に促している。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も解体工事が発生する届出物件については、説明会の実施を指導していく。	荒川ルール of 届出後に、解体工事が発生する届出物件については、説明会を実施した。	引き続き、解体工事が発生する届出物件については、説明会の実施を指導していく。また、町会加入についても強く指導していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 0 区)	未実施 22 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について</li> <li>平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について</li> </ul>		

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	近江	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	43年度	根拠	都市計画法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。							
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者							
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること  ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導							
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為についても、開発行為の協議は必要となる							
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	許可までの日数(審査期間)(日)	10	14	4	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (30年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	許可件数 (基準：許可日、変更含む)	2	0	1	4	3	1	—
	開発登録簿写しの交付 (部数)	50	23	46	69	79	67	—
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	5,911	5,126	▲ 785	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	328	1,103	775	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 6,239	▲ 6,229	10	
	その他行政費用				金融収支差額 (d)				
	行政費用合計 (b)	6,239	6,229	▲ 10	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 6,239	▲ 6,229	10	
特別費用 (g)				特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 6,239	▲ 6,229	10		

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○許可の審査にあたっては、区の統一的な見解をもって指導する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会状況等に則した適切な指導を行う。	社会状況等に則した適切な指導を行った。	「開発許可の手引き」の窓口公開を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-03	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	永澤	内線	2816			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	都市計画審議会費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	47年度	根拠	都市計画法				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議、答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。							
対象者等	荒川区全域							
内容	<input type="checkbox"/> 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。  <input type="checkbox"/> 構成員 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人							
経過	<input type="checkbox"/> 平成12年4月1日、地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会となったことにより、条例及び規則を改正した <input type="checkbox"/> 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。 <input type="checkbox"/> 29年度都市計画審議会の開催（H30.1.22） <input checked="" type="checkbox"/> 用途地域の追加に伴う地区計画の変更について [審議・答申] ① 南千住一・荒川一丁目地区      ② 荒川二・四・七丁目地区 ③ 荒川五・六丁目地区              ④ 町屋二・三・四丁目地区 ⑤ 尾久中央地区 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項 都市計画道路（荒川区決定）の進捗状況について							
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	① 審議会開催件数		1	1	1	3	-	必要に応じて開催
	② 案件審議件数		1	1	1	3	-	必要に応じて開催
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続 都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。						



予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,108	1,096	1,013	837	838	845	838
決算額 (30年度は見込み)		476	415	727	251	221	219	838
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
開催回数 (回)		2	2	3	1	1	1	3
委員平均参加率 (%)		95	82	95	85	95	90	90
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	審議会委員報酬	190	報酬	審議会委員報酬	181	報酬	審議会委員報酬	692
旅費	審議会委員旅費	3	旅費	審議会委員旅費	4	旅費	審議会委員旅費	30
需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	13
役務費	議事録作成料	24	役務費	議事録作成料	24	役務費	議事録作成料	79
			使用料等	会場使用料	6	使用料等	会場使用料	24

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		2,648	3,720	1,072		地方税		0	0	0
物件費		31	38	7	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		137	762	625	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 2,816	▲ 4,520	▲ 1,704		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		2,816	4,520	1,704	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,816	▲ 4,520	▲ 1,704		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,816	▲ 4,520	▲ 1,704		

備考

29年度においては、物件費が会場使用料の実績増等に伴い増加した。

問題点・課題

○都市計画審議会は、都市計画案件により必要に応じて開催しているが、案件はその年度により増減があるため、案件数が多い場合は、いかに効率よく有効に開催していくかが課題である。  
○都市計画案件は、専門的な用語や事例が多いため、区民委員への事前の説明・周知が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	案件については、引き続き審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、開催回数、時期などを決定していく。	審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、開催内容・時期などを決定した。	案件内容等については、引き続き審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、審議会の充実を図っていく。
②	引き続き、区民委員の事前の勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。	29年度は、案件内容が軽微な変更によるものであったため、区民委員の事前の勉強会を実施していない。	案件内容により、区民委員の事前勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議況(要旨)			

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	大沼・宮本	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	13年度	根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。							
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区							
内容	（都市復興マニュアル） 【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降） ○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める ○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加 ○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成							
経過	平成9年度（東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度（東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施 平成12年度（東京都）震災対策条例公布 平成13年度（東京都）震災復興グランドデザイン策定 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施 平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定 平成14年度（東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3修正） 平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4一部改正） 平成20年度（東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成 平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布 ※被災宅地危険度判定士 64名（平成29年度末）							
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	②	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	1	1	1	5	2	参加人数 ※H30は荒川区が会場のため
③	被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	54	63	64	69	75	登録者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続						
災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。								

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	復興模擬訓練の開催回数 (都)	1	1	1	1	1	1	1
	被災宅地判定士講習会の開催回数 (都)	1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	5,472	4,150	▲ 1,322	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	304	893	589	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 5,776	▲ 5,043
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	5,776	5,043	▲ 733	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 5,776	▲ 5,043
特別費用 (g)				特別収入 (f)			
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 5,776	▲ 5,043	

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○都市復興マニュアルをより実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備、マニュアルに即した区職員による復興研修の実施が必要である。  
○東京都が開催する都市復興訓練の経験者を増やすとともに、被災者支援システムとの連携等も検討する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	復興マニュアルの精査を行った上で、他課を含めた職員による復興訓練の実施を検討する。	現在、マニュアルの精査および復興訓練の準備を行っている。	他課を含め、マニュアルを活用した復興研修を実施する。本年は東京都による都市復興訓練を荒川区で実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
議会議事録(要旨)	・平成13年2定 震災復興条例の制定について



# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	土地利用現況調査	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	近江	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-06-01	土地利用現況調査費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	61年度	根拠	都市計画法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。 随時行われる都市計画の変更に伴い、都市計画図等閲覧システムを更新し、ホームページで公開する。							
対象者等	区内全域の土地・建築物							
内容	<p>○主な事項</p> <p>都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（平成30年度実施予定）</li> <li>・土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成28年度）</li> </ul> <p>○付属事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。</li> <li>・都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。</li> <li>・用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時）</li> <li>・まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）</li> </ul>							
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度） 荒川区地図情報システムの導入（平成29年度）							
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 統合型GIS及び公開型GIS更新業務委託、都市計画図データ作成及び印刷（金額2,548,800円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)		
	①	都市計画図アクセス状況（数）	12,805	19,122	22,847	25,000	40,000	年単位（年度単位ではない）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	継続	土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		7,087	1,315	1,264	1,446	1,505	12,207	2,588
決算額(30年度は見込み)		7,025	1,302	1,264	1,439	1,418	8,520	2,588
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	荒川区都市計画図(発行部数)	0	1,000	—	1,000	1,000	—	1000
	荒川区白図(発行部数)	100	100	—	—	—	—	—
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	システム管理	1,361	委託料	土地利用現況調査データ作成	4,563	役務費	インターネット接続料	39
使用料等	地形図著作権	57	委託料	GISデータ更新作業他	3,957	委託料	GISデータ更新作業他	2,549

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	4,448	5,676	1,228	地方税	0	0	0
	物件費	1,418	8,520	7,102	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	247	1,222	975	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,113	▲ 15,418	▲ 9,305
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,113	15,418	9,305	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,113	▲ 15,418	▲ 9,305
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,113	▲ 15,418	▲ 9,305

備考

29年度においては、物件費が土地利用現況調査データ作成、公開型GIS運用開始のためのデータ更新作業等の委託料の増に伴い増加した。

問題点・課題

○都市計画情報システムに道路台帳平面図・指定道路図をあわせて搭載する「地図情報システム」の公衆配信の効果を検証し、必要に応じて改善を図る。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成30年度の都市計画情報システムの公衆配信に向け、データの更新並びにデータの精査を行う。	平成30年度の都市計画情報システムの公衆配信に向け、データの更新並びにデータの精査を行った。	都市計画情報システムの公衆配信の効果を検証し、必要に応じて改善を図る。
②	土地利用現況調査において、これまでの指標データの更新とともに、新たな指標「不燃領域率」を調べる。	土地利用現況調査において、これまでの指標データの更新とともに、新たな指標「不燃領域率」を調査した。	調査完了済み
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	近江	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	52年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。							
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ペット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用							
内容	<p>○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。                      近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>○工事完了時に現地へ赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>							
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱） 昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱） 平成9年9月現要綱制定 ※以後12回改正、最終改正平成26年3月 平成19年9月改正（集合住宅を条例化） 平成25年3月改正（戸建住宅等を条例化） 平成30年3月改正（小規模な共同住宅・寄宿舎・長屋を新たに対象）							
必要性	秩序ある民間開発事業を整備促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	協定締結率（%）	83	100	20	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (30年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事前申出書提出(件)	13	16	5	7	7	14	—
	協定書締結(件)	0	6	3	5	6	1	—
	協定履行確認(件)	5	1	7	3	10	2	—
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
	給与関係費	5,384	5,614	230	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	299	1,208	909	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,683	▲ 6,822
	その他行政費用				金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	5,683	6,822	1,139	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,683	▲ 6,822
	特別費用(g)				特別収入(f)		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,683	▲ 6,822

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

「墓地の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」は、近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。

6戸以上の共同住宅等及び長屋が対象になったことを周知徹底し指導を行う

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、適切な指導により協定締結率100%を目指す。	地域の生活環境の向上を図るため、小規模な共同住宅・寄宿舍・長屋を届出の対象とし、緊急連絡先を表示する等の改正を行った。	平成29年の改正により、新たに届出対象となった事業の適切な指導を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
	未実施地区：9区 (新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川)
議会議決要旨	



# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-07	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	永澤	内線	2816			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	11年度	根拠	景観法・都景観条例・区景観条例				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。							
対象者等	<input type="checkbox"/> 一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 <input type="checkbox"/> 宅地開発を行う事業主等							
内容	<input type="checkbox"/> 荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。 <input type="checkbox"/> 荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 29年度開催内容（H29.9.1） 報告事項①景観事前協議制度について②荒川区景観まちづくり塾について ③西日暮里駅前地区市街地再開発事業について <input type="checkbox"/> 景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会等で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。							
経過	平成16年6月 景観法の公布（17年6月全面施行） 平成20年度 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施 平成21-22年度 景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成 平成23年度 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした 平成24年度 以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続 「防災と景観」をテーマに景観まちづくりセミナーの開催 平成27年度 景観まちづくり塾の実施（全8回）、景観まちづくりシンポジウムの開催 平成28年度 景観まちづくり塾（Ⅱ期）の実施（全7回）、景観まちづくりシンポジウムの開催 平成29年度 景観まちづくり塾（Ⅲ期）の実施予定、景観まちづくりシンポジウムの開催予定 平成30年度							
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある街並みの形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	86.4	71.4	91.5	83.0	90.0	・対応率=対応案件数/事前協議件数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		推進		生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。				



予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	3,584	3,910	3,238	10,325	3,186	3,458	3,451
決算額 (30年度は見込み)	1,946	2,484	1,299	8,133	1,770	1,549	3,451
実績の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事前協議件数	51	62	55	59	56	57	60
届出件数	48	65	53	66	56	44	50
景観アドバイザー相談協議回数	34	47	29	34	27	42	40
景観審議会開催回数	1	1	1	0	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	アドバイザー報酬等	1,444	報酬	アドバイザー報酬等	1,329	報酬	アドバイザー報酬等	2,765
報償費	講師謝礼	29	報償費	講師謝礼	52	報償費	講師謝礼	78
旅費	アドバイザー旅費等	25	旅費	アドバイザー旅費等	22	旅費	アドバイザー旅費等	134
需用費	景観ニュース印刷製本等	207	需用費	景観ニュース印刷製本等	86	需用費	景観ニュース印刷製本等	269
役務費	議事録作成料等	26	役務費	議事録作成料等	35	役務費	議事録作成料等	111
使用料等	会場使用料	38	使用料等	会場使用料	25	使用料等	会場使用料	94

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	11,275	11,582	307	地方税	0	0	0
	物件費	295	157	▲138	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	31	63	32	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	546	2,207	1,661	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲12,147	▲14,009	▲1,862
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,147	14,009	1,862	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲12,147	▲14,009	▲1,862
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲12,147	▲14,009	▲1,862

備考 29年度においては、物件費が景観ニュース印刷製本の実績減等に伴い減少した。また、補助費等は講師謝礼の実績増等に伴い増加した。

問題点・課題 ○事前協議制度による景観アドバイザーの指摘に対する対応率は、施主や事業者の建築計画に対するコンセプトや予算などに影響されるが、これまでは高い数値を示しており、引き続き制度を機能させて今後も高い対応率を継続していく。  
○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくり活動をいかに育成・支援していくかが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、「景観まちづくり塾」を開講して、新たな地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。	新たな塾生も参加しての「景観まちづくり塾」Ⅱ期を実施し、塾生による成果品である「荒川ワクワク防災マップ」の作成に取り組んだ。	「景観まちづくり塾」Ⅲ期を開講し、「荒川ワクワク防災マップ」の完成を目指す。地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：18区 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区)	

議会要旨問状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年2定 地域の活性化に寄与する景観について</li> <li>平成23年4定 景観条例の制定について</li> <li>平成25年1定 景観に配慮をした公共サインについて</li> </ul>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	スーパー堤防の整備促進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	井上、阿部	内線	2815			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	60年度	根拠	河川法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。							
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業等を行おうとする者 （区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）							
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8km】 都市計画マスタープランにおける「全体構想」の中で、隅田川沿岸整備により、「水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策などの防災機能の向上を図る」としている。 また、環境基本計画でも、隅田川の親水機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。							
経過	<input type="radio"/> スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備済距離（地域別） 白鬚地区（3地区） 1,377m 南千住地区（2地区） 360m 町屋地区（2地区） 237m 東尾久地区（1地区） 336m 西尾久地区（2地区） 452m 計 2,762m（約34%） 事業中地区：西尾久三丁目地区（公園工区） 平成30年度完成予定 140m 南千住七丁目 完成時期未定 40m（約2%） <input type="radio"/> 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備済距離 白鬚地区（4地区） 960m（約12%） 事業中地区：三河島地区（水再生センター裏） 202m（約3%） <input type="radio"/> テラス整備 整備済距離：計 5,266m（約66%） 事業中地区：計 140m（約2%）							
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、安全でうるおいのある水辺を再生し、区民に広く開放するために必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	テラス整備率（%）	59	59	65	65	82	接岸延長に対するテラス整備延長
	②	土と緑の堤防整備率（%）	46	46	46	46	56	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		3,482	2,594	▲ 888	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			193	558	365	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,675	▲ 3,152	523	523
その他行政費用						金融収支差額 (d)				
行政費用合計 (b)			3,675	3,152	▲ 523	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,675	▲ 3,152	523	523
特別費用 (g)					特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,675	▲ 3,152	523	523	

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題  
 ○法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。  
 ○敷地に余裕がない場合、現在の事業スキームでは実施困難であり、東京都が行っている新たな手法等検討の状況を注視する必要がある。  
 ○隅田川に接した区所有地については、スーパー堤防整備に向けて区内を調整する必要がある。(旧小台橋小学校区間：確認書締結、尾竹橋公園区間：関係各課調整)  
 ○スーパー堤防化が困難な区間においては、テラス整備を先行して行うよう東京都に働きかけている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	旧小台橋小学校区間は東京都とスケジュール調整及び確認書締結、尾竹橋公園区間は区内で課題整理・方向性検討を行う。	旧小台橋小学校区間について、東京都及び関係各課と協議を行い、スケジュールの確認や課題整理を行った。	旧小台橋小学校区間についてさらに協議を行い、30年度半ばに確認書を締結する。尾竹橋公園区間についても協議を開始する。
②	耐震改修工事の地元説明に協力する。また、新たなテラス整備の可能性を東京都へ投げかける。	都が行う耐震改修工事の地元説明に同行し、意見等を聞いた。	引き続き都と地元とのパイプ役を兼ねるとともに、新たなスーパー堤防やテラスの整備について都へ働きかける。
③			

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	○東京都施行 (隅田川) 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ○国施行 (荒川・江戸川・多摩川) 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷

議会(要旨)質問状  
 ・平成19年2定 テラスの連続性確保の要望について  
 ・平成20年4定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について  
 ・平成22年2定 汐入公園防災用の船着場の活用について  
 ・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて  
 ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-09	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事					
事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	大沼・宮本	内線	2821			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	17年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	「区部における都市計画道路の整備方針（H16.3）」で都市計画の見直し候補区間として示されていた西日暮里三丁目における補助92号線、補助188号線について廃止の方針が決定し（H27.12）、概ね2年程度を目安に都市計画決定手続きを行うこととなった。都市計画道路の廃止に合わせ、用途地域等の都市計画の変更を行うとともに、地域住民と今後のまちづくりの方向性を検討する。							
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha、居住者：約千世帯1,800人）							
内容	○区部における都市計画道路の整備方針における区内の都市計画の見直し候補区間（廃止決定） 路線名                      見直し候補区間                      延長                      計画幅員 補助92号線                      環状4号線～補助184号線                      約2,520m                      20～22m 補助188号線                      補助92号線～日暮里駅前付近                      約460m                      6～15m ○都市計画決定手続きが必要な事項 ・補助92号線の廃止（都決定）及び補助188号線の廃止（区決定） ・補助92号線と環状4号線の隅切りおよび補助92号線と補助188号線の隅切りの廃止に伴う用途地域の変更（都決定） ・上記区域の防火規制および高度地区の変更（区決定）							
経過	平成15年度	日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）						
	平成16年3月	第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）						
	平成17年度	「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催						
	平成18年4月	「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足						
	平成22年3月	以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行						
	平成27年12月	「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定 見直し候補区間の都市計画道路廃止の方針決定						
必要性	都では概ね2年程度を目安に都市計画道路の廃止手続きを行う方針であることから、それに合わせた地域住民との調整および都市計画決定手続きが必要となる。							
実施方法	（1直営）                      （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	まちづくり計画策定進捗率（%）		100	100	100	100	策定済：100%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		住民の手による保全型のまちづくりを進める。				



予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (30年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		995	4,150	3,155	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			55	893	838	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,050	▲ 5,043	▲ 3,993	▲ 3,993
その他行政費用						金融収支差額 (d)				
行政費用合計 (b)			1,050	5,043	3,993	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,050	▲ 5,043	▲ 3,993	▲ 3,993
特別費用 (g)					特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,050	▲ 5,043	▲ 3,993	▲ 3,993	

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○都市計画道路の廃止、用途地域の変更、防火地域等の変更手続きを進めるにあたり、都及び関係3区で同時に進める必要があるため連絡を密にし、スケジュールを調整していく必要がある。  
○隣接する谷中三丁目では道路の拡幅や新たな防火規制を導入するなど地域の防災性向上を進めており、木造住宅が密集する本地区においても検討を進める必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	廃止の手続きを東京都および近隣区とともに進める。	廃止の手続きに関して東京都及び近隣区と協議を行った。	引き続き、東京都及び近隣区と調整を行う。
②	廃止に伴い、用途地域等の変更による影響のある範囲には説明等を実施する。	用途地域の変更による影響範囲について調査を実施したが、説明は未実施である。	廃止・変更手続きに併せ、東京都及び関係3区と連携して説明会を実施する。
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
況 (要旨)	・平成17年4定 補助92号線の見直しについて



# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	大沼・宮本	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	17年度	根拠	都市計画法第18条の2				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	40年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	平成21年3月に改定した都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。							
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当							
内容	<p>○都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。</p> <p>○都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。</p>							
経過	<p>平成8年度 当初の都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成16年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定</p> <p>平成17年度 基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施</p> <p>平成18年度 区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施</p> <p>平成19年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成</p> <p>平成20年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント</p> <p>都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成21年度 （都）都市づくりビジョン改定</p> <p>平成22年度 市街地整備プログラムの策定</p> <p>平成26年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定</p> <p>平成29年度 （都）都市づくりのグランドデザイン策定</p>							
必要性	都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要性がある。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,472	8,666	3,194	行政収入	地方税			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計 (a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	304	1,865	1,561		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 5,776	▲ 10,531	▲ 4,755
		その他行政費用					金融収支差額 (d)			
行政費用合計 (b)		5,776	10,531	4,755	通常収支差額 (c)+(d)=(e)		▲ 5,776	▲ 10,531	▲ 4,755	
特別費用 (g)				特別収入 (f)						
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 5,776	▲ 10,531	▲ 4,755			

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○東京都の上位計画の策定や改定の動きや、区の基本計画の改定など、各種計画と内容の整合を図っていく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都の上位計画の策定や改定の動向を注視し、内容の検討を行う。	東京都が都市づくりのグランドデザインを策定したため、その影響等について検討した。	今後、都の上位計画等の改定が想定されるため、それに合わせて内容の検討を行う。
②	市街地整備プログラムの改定を行う。	市街地整備プログラムの改定作業を行った。	市街地整備プログラムの更新を行う。
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)		
	改定時期	港区 (H29)、文京区 (H23)、墨田区 (H20)、江東区 (H23)、品川区 (H25)、大田区 (H23)、世田谷区 (H27)、中野区 (H21)、杉並区 (H25)、豊島区 (H27)、北区 (H22)、板橋区 (H23)、練馬区 (H27)、葛飾区 (H23)	
議会(要旨)質問状	平成22年3定	町屋地域全体のまちづくりについて、町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて	
	平成23年1定	荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて	
	平成23年4定	魅力ある尾久地域の整備について	

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	防災都市づくり推進計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	大沼・宮本	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	9年度	根拠					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	37年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	震災の予防、被害の拡大防止の観点から、東京都震災対策事業計画において、地震に強い都市づくりを推進するための対策として位置付けられた取組のうち、延焼遮断帯の整備のほか、緊急輸送道路の機能確保や避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進める。							
対象者等	防災都市づくりのための施策を実施している地域							
内容	<p>○延焼遮断帯を構成する都市計画道路の整備、都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化促進</p> <p>○特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業による沿道建物の耐震化促進</p> <p>○密集住宅市街地整備促進事業による主要生活道路や広場等の整備推進や建築物の不燃化・共同化の促進</p> <p>○木造（非木造）建物耐震化推進事業やブロック塀等改修助成事業による安全な避難路の確保促進</p> <p>○老朽空家住宅除却助成事業による安全な市街地形成の促進</p> <p>○地区計画や東京都建築安全条例に基づく防火規制の活用による安全で良好な市街地形成への誘導</p> <p>○防災都市づくり推進計画（H28.3東京都）で指定された整備地域、重点整備地域の事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域【荒川地域：約591ha 千駄木・向丘・谷中地域：約212ha】</li> <li>・重点整備地域：整備地域の中から、重点的に事業展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域【町屋・尾久地区：約242.6ha、荒川二・四・七丁目地区：約48.5ha】</li> </ul>							
経過	<p>昭和58年度 都市防災不燃化促進事業開始</p> <p>昭和62年度 密集住宅市街地整備促進事業開始</p> <p>平成7年度 （東京都）防災都市づくり推進計画（基本計画）策定 →荒川地域（約583ha）が重点整備地域（現整備地域）に指定</p> <p>平成8年度 （東京都）防災都市づくり推進計画（整備計画）策定 →町屋・尾久地区（約267ha）が重点地区（現重点整備地域）に指定</p> <p>平成21年度 （東京都）防災都市づくり推進計画改定 → 千駄木・向丘・谷中地域が整備地域に指定</p> <p>平成23年度 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業開始</p> <p>平成25年度 不燃化特区整備促進事業開始 → H32年度までの集中的な取組</p> <p>平成27年度 （東京都）防災都市づくり推進計画改定 →荒川二・四・七丁目地区（約48.5ha）が重点整備地域に指定</p>							
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	63.5	64.8	66.3	68	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	59.6	60.2	60.9	62	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	密集地域の多い当区においては、推進計画における位置づけが重要であり、都と連携して事業を進める必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		2,985	5,126	2,141	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		166		1,103	937	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,151	▲ 6,229	▲ 3,078	
その他行政費用						金融収支差額 (d)				
行政費用合計 (b)		3,151		6,229	3,078	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,151	▲ 6,229	▲ 3,078	
特別費用 (g)					特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0		0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,151	▲ 6,229	▲ 3,078		

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題 ○密集市街地内における一時集合場所につながる道路の防災性についての検討が必要である。  
○西日暮里三丁目地区が含まれる、千駄木・向丘・谷中地域においても防災性向上に向けた取組みについて検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	無電中化の推進等、密集市街地の改善に資する事業をより一層推進する。	無電中化基本計画の検討 補助193号線の一部について事業認可取得 尾久地域における地区計画検討	無電中化基本計画の策定 補助193号線の事業着手 尾久地域における地区計画策定及び区域拡大
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会議事録 (要旨) ・平成22年3定 町屋地区の防災性向上策について

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-12		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	大沼・宮本	内線	2821		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-01-01	区民の手によるまちづくり支援事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18年度	根拠					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。							
対象者等	区民							
内容	<p>○区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり                  区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度に興味を示してもらうため、地域住民が真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援を検討する。</p> <p>○まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり                  都市計画の提案制度の創設や近年制定する自治体が増えつつあるまちづくり条例等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。</p>							
経過	平成18年度	都市計画マスタープラン改定に向けた準備、業者選定の実施 西日暮里三丁目まちづくり協議会の設立 区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定						
	平成19年度	パブリック・コメント制度の本格実施（総務企画部） あらかわ・まちづくり会議の実施（都市計画マスタープラン策定の一環）						
	平成21年度	西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成						
	平成23年度	荒川区景観計画策定、景観条例制定 ⇒景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設						
	平成28年度	区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立						
	平成29年度	日暮里中央通りのまちづくり支援のために区が地権者の意向調査を実施						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 日暮里中央通り沿道地区地区計画策定支援業務委託 予算4,696千円							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	まちづくりに関する活動組織数	8	9	9	9	10	組織の数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。						



予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	4,696
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	4,696
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
						委託料	地区計画策定支援業務委託	4,696

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		2,985	3,539	554	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額			166	762	596	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,151	▲ 4,301	▲ 1,150	
その他行政費用						金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)			3,151	4,301	1,150	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,151	▲ 4,301	▲ 1,150	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,151	▲ 4,301	▲ 1,150		

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、様々なまちづくり活動を知る機会や活動に参加できる機会を増やす必要がある。  
○区民からのまちづくりへの要請に対する支援策について検討をする必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日暮里中央通りにおけるまちづくり活動への支援を通じて、他のまちづくり活動への応用を検討する。	まちづくり協議会が地域への周知・啓発活動を行い、区は協議会支援のために地権者の意向調査を実施した。	地区計画策定に向けて、区がコンサルタント委託を行い、まちづくり協議会を支援していく。
②	引き続き、協議会未設置地区においても、設立地区と同様の取組を行い、防災まちづくりの意識啓発を図る。	町会役員会に出席し防災街づくり施策等を周知すると共に、同地区の町会長に対して今後の防災まちづくりに関する説明会を開催した。	協議会未設置地区においても地区計画策定に向けた取組を、地元町会等と連携を図り進めていく。
③	引き続き「景観まちづくり塾」を開講し、まちづくりの担い手の発掘・育成を更に進める。	新たな塾生も参加しての「景観まちづくり塾」Ⅱ期を実施し、塾生による成果品「荒川ワクワク防災マップ」の作成に取り組んだ。	「景観まちづくり塾」Ⅲ期を開講し、「荒川ワクワク防災マップ」の完成を目指す。地域力向上の担い手の育成を更に進める。

他区の実況

(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)  
まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

議会(要旨)状況

- 平成19年2定 都市計画制度の活用に関して、生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について
- 平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて
- 平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について
- 平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくりについて

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-13		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	近江	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	19年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺地域における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築き、豊かな地域社会の形成を図る。							
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築							
内容	<p>○建築計画の段階で、以下の事項について指導                      近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献                      ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応</p> <p>○工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導                      ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能</p>							
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成27年10月30日改正（子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化） ※家族向け住宅附置義務強化：従前30戸以上から対象⇒15戸以上から対象							
必要性	既成市街地における民間開発事業の秩序化による住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	計画時の条例適合率（%）	100	100	100	100	100	適合/届出
	②	完了時の条例適合率（%）	82	92	79	100	100	完了確認通知/完了届出
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進	推進	民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上を図るため、不可欠な事務である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (30年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	建築計画書提出(件)	33	38	34	48	37	29	—
	工事完了確認通知書交付(件)	24	18	52	27	24	31	—
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
	給与関係費	5,384	5,614	230	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	299	1,208	909	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,683	▲ 6,822
	その他行政費用				金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	5,683	6,822	1,139	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,683	▲ 6,822
	特別費用(g)				特別収入(f)		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,683	▲ 6,822

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題 条例の規定には、努力義務を課すものがあり、その内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、一定の基準をもって統一的に指導を行う必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育て支援施設設置協議により、子育て支援施設の設置を充実させる。	子育て支援施設設置協議により、子育て支援施設の設置を充実させている。	子育て支援施設設置協議により、設置される保育施設の適切な検査を実施する。
②	継続した定期的な現場巡回により、工事の進捗状況を把握し、適切な指導を行う。	継続した定期的な現場巡回により、工事の進捗状況を把握し、適切な指導を行った。	継続した定期的な現場巡回により、工事の進捗状況を把握し、適切な指導を行う。
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	未実施地区：5区 (千代田・中央・品川・杉並・葛飾)
議会要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1定 集合住宅条例 (その後に関する問題) について</li> <li>平成26年1定 住環境条例 (ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題) について</li> </ul>

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-14		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事				
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	近江		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-02	災害時地域貢献建築物認定事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 23年度		根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	11 防災・防犯のまちづくり						
	施策	01 災害時における体制の強化						
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。							
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物							
内容	○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証交付、認定プレート掲示 ○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知 ※認定基準 ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること							
経過	平成23年8月1日制定 （災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱 平成23年9月1日制定 区民生活部防災課）							
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託）      （直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 認定プレート作成委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	認定建築物の数（件）	10	11	13	15	31	認定建築物の数(累計)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		推進		大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、重要な課題である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		309	140	240	176	231	231	266
決算額 (30年度は見込み)		47	21	26	19	22	22	266
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	認定件数 (年度毎)	5	2	1	1	1	2	-
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	認定プレート作成	22	委託料	認定プレート作成	22	委託料	認定プレート作成	266

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,453	3,601	148	地方税	0	0	0	
	物件費	22	22	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	192	775	583	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,667	▲ 4,398	▲ 731	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	3,667	4,398	731	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,667	▲ 4,398	▲ 731	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,667	▲ 4,398	▲ 731		

備考

行政費用では、給与関係費が主たる主出である。

問題点・課題

昨今、マンション居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」を促していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マンション住民と良好な関係にある町会とともに、マンションへ制度の説明を行い、認定の働きかけを行う。	マンション住民と良好な関係にある町会とともに、マンションへ制度の説明を行い、認定の働きかけを行った。	認定プレートのデザインを多言語表記を考慮したものに変更する。
②	制度の問題点・課題をもとに、関係各課と協議し、制度の改善を検討する。	継続して制度の改善を検討した。	引き続き、より良い制度となるよう改善策を検討していく。
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 0 区 不明 20 区)
況(要旨)	<p>※江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」</p> <p>※葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」</p>



# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-15		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	井上、阿部	内線	2815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	62年度	根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	交付金交付要綱（国）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。							
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha（南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部）							
内容	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ① 都市計画決定（南千住北部地区地区計画、道路、駐輪場）手続き ② 住市総事業の計画（整備計画、事業計画）策定手続き ③ 関連公共施設（補321、補322、補189）の整備 ④ W街区開発事業（商業施設等）の推進 ⑤ 住宅市街地整備推進協議会（国土交通省・都道府県・区市町村）の全国会議出席 ⑥ 国土交通省所管公共事業の再評価（H15、H20）手続き ⑦ その他（暫定利用部分（W街区事業用定期借地、東京メトロ代替地）の今後の取扱い）							
経過	平成6年3月	南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業 整備計画の大臣承認						
	平成8年4月	都市計画決定（都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画（E街区））						
	平成12年3月	E街区：都・都公社・都市公団南棟竣工（同年8月 公団北棟竣工）						
	平成14年3月	都市計画変更（南千住北部地区地区計画（W1街区））						
	平成15年1月	補助322号線（東口交通広場合む）完成						
	平成15年3月	W街区における事業用借地権設定契約締結〔3月20日付〕（契約期間：20年間）						
	平成16年3月	補助321号線（第一期区間）概成（東京メトロ千住車両基地東側は未整備）						
	平成16年4月	W街区商業施設等開業						
	平成19年3月	事業期間の延伸、RF工区：都市機構・民間事業者住宅竣工（～国費導入は26年度まで）						
	平成20年5月	W1街区：民間事業者住宅竣工（住宅供給計画戸数の達成）						
	平成28年3月	補助321号線（第2期）事業認可期間の延伸（H30年度まで）						
必要性	事業区域内の道路ネットワークの充実のため、当該事業を引き続き行う必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 道路整備、公園整備							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値（38年度）
	①	住宅建設（戸）	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	センター工区：1,846戸 リバーフロント工区：809戸
	②	公共施設整備（m）	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口（推計）（人）	7,430	7,437	7,552	7,565	7,565	住宅建設街区＋既成市街地 ※H25以降は外国人を含む	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		住宅供給戸数等が計画目標に達したことから、平成27年度中に完了するとしたが、事業完了公告を行った場合、所有地の優先取得が困難となることから、当面、事業を継続することとする。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		995	2,594		1,599	地方税	
物件費						国庫支出金			
維持補修費						都支出金			
扶助費						分担金及び負担金			
補助費等						使用料及び手数料			
減価償却費						その他			
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			55	558	503	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,050	▲ 3,152	▲ 2,102
其他行政費用						金融収支差額 (d)			
行政費用合計 (b)			1,050	3,152	2,102	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,050	▲ 3,152	▲ 2,102
特別費用 (g)					特別収入 (f)				
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,050	▲ 3,152	▲ 2,102	

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題  
 ○住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。  
 ○残事業である都市計画道路の整備について、現時点で整備の目途が立っていない。  
 ○暫定利用部分であるW街区の一部は、現在の事業用定期借地権設定契約の期間満了まで5年を切り、借地人からの期間短縮の申し出も可能になったことから、期間満了後に向けて検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	整備の目途が立たない補助189号線及び補助321号線I期について、庁内で在り方・進め方を検討する。	都市計画道路の在り方検討の中で、概成道路である補助321号線I期の在り方を検討中である。	庁内での検討結果を踏まえ、今後の進め方について東京地下鉄(株)と協議の場を設ける。
②	今年度末で残り5年となるW街区商業施設の将来動向について、関係者の意向を把握する。	W街区の土地所有者である都市再生機構と、今後についての意見交換を行うとともに、庁内で今後の進め方を協議した。	W街区の在り方、今後の動きについて、庁内及び関係者とさらに協議を行い、方向性を整理する。
③			

他区の実況 (実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)

議会質問状況  
 ・平成14年3定 W街区の開発と南千住地域の活性化について  
 ・平成14年3定 W街区開発事業者の企画提案の確実な履行と今後の区の係わりについて  
 ・平成14年4定 W街区の施設整備と賑わいの創出について  
 ・平成22年1定 南千住の住み良い街づくりについて  
 ・平成28年度9月会議 LaLaテラスの区有地貸付期間終了後の施設整備について

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	バリアフリー整備促進事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	高梨	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-01	バリアフリー整備促進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	13年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。							
対象者等	公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など							
内容	<p>○荒川区バリアフリー基本構想（平成21年度策定）                      これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念、基本方針の設定</li> <li>・新たな重点整備地区の抽出</li> <li>・既存地区の基本構想の検証および見直しの実施</li> </ul> <p>≪重点整備地区（4地区）の基本構想策定≫</p> <p>○町屋・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（平成22年度策定）                      ○日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成23年度策定）                      ○南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成24年度策定）                      ○熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成25年度策定）</p>							
経過	平成27年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成27年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成28年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催 平成28年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成29年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成29年11月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成30年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催							
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、これまでに策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	特定事業計画（道路）の着手率（%）	34	36	38	39	59	計画着手済項目／事業計画項目
	②	特定事業計画（公共施設）の着手率（%）	46	47	52	53	66	計画着手済項目／事業計画項目
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進	重点的に推進		高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		7,301	7,301	311	317	308	308	336
決算額(30年度は見込み)		7,248	7,290	95	57	163	106	336
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
新法策定協議会開催回数(回)		3	3	-	-	-	-	-
推進協議会開催回数(回)		-	-	1	0	1	0	1
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員謝礼等	87	報償費	委員謝礼等	73	報償費	委員謝礼等	168
需用費	協議会賄い・印刷代	55	需用費	協議会賄い・印刷代	5	需用費	協議会賄い・印刷代	57
委託料	同行援護委託	21	委託料	同行援護委託	19	委託料	同行援護委託	82
			使用料	会場使用料	10	使用料	会場使用料	29

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	8,005	12,451	4,446	地方税	0	0	0
	物件費	76	33	▲43	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	87	73	▲14	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	395	2,680	2,285	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲8,563	▲15,237	▲6,674
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,563	15,237	6,674	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲8,563	▲15,237	▲6,674
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲8,563	▲15,237	▲6,674	

備考 29年度においては、物件費が印刷製本費の実績減等に伴い減少した。また、補助費が委員謝礼等の実績減に伴い減少した。

問題点・課題  
 ○地区別特定事業計画の整備内容の充実、改善  
 ○荒川区全体への展開  
 ○心のバリアフリー施策の推進

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定事業計画の進捗管理を行い、三河島駅、日暮里駅北口、紅葉橋B F化については、重点的に設計、工事等の協議を進めていく。	特定事業計画の進捗管理を行い、日暮里駅北口へのスロープ設置、紅葉橋E Vの予備設計が完了した。	特定事業計画の進捗管理を行うと共に、日暮里駅の諸課題について検討を行う。
②	住民検討委員会を開催し、各事業者の特定事業計画の進捗状況を管理する。	住民検討委員会の実施 特定事業計画の状況調査 (まち歩き点検-西日暮里駅、日暮里駅周辺)	住民検討委員会の実施 特定事業計画の状況調査 (まち歩き点検-町屋、区役所周辺)
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区、渋谷区、旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、江戸川区	

議会(要旨)質問状	状況
・平成14年1定 日暮里駅のバリアフリー化について ・平成18年3定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について ・平成22年4定 バリアフリーのまちづくりについて ・平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について ・平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化について	



# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	高梨	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	14年度	根拠	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。							
対象者等	○事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)							
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上</li> <li>○朝夕ラッシュ時の混雑緩和</li> <li>○バリアフリー化の推進</li> <li>○乗換利便性の向上を図るため駅の改良</li> <li>○鉄道施設等の建設</li> <li>○鉄道施設等の貸付</li> <li>○鉄道施設等の維持管理</li> </ul>							
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表</p> <p>8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる</p> <p>14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%）</p> <p>18年 3月 計画上り線切替え</p> <p>19年 7月 京成線・JR連絡口統合化</p> <p>21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典</p> <p>22年 3月 日暮里駅工事完了</p> <p>22年 7月 成田スカイアクセス線開業</p> <p>荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催</p>							
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。</p> <p>○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	一日あたりの乗降客数（人） （京成日暮里駅）	98,125	101,154	103,528	105,600	-	京成電鉄発表値
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	日暮里駅整備株の適切な運営に関する調整を行う。						



予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
株主総会開催回数 (回)		1	2	3	2	1	3	2
取締役会開催回数 (回)		5	6	6	7	4	6	6
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		4,709	8,300		3,591	地方税	
物件費						国庫支出金			
維持補修費						都支出金			
扶助費						分担金及び負担金			
補助費等						使用料及び手数料			
減価償却費						その他			
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			232	1,786	1,554	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,941	▲ 10,086	▲ 5,145
その他行政費用						金融収支差額 (d)			
行政費用合計 (b)			4,941	10,086	5,145	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,941	▲ 10,086	▲ 5,145
特別費用 (g)					特別収入 (f)				
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,941	▲ 10,086	▲ 5,145	

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題 ○日暮里駅整備(株)における施設の安定した貸付と維持管理が行えるよう運営に関する調整を行う。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会の実施及びホームドア設置、トイレの洋便器化の協議等。	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会を実施し、ホームドア(3F)設置、トイレの洋便器化を行い、利便性、安全性が向上した。	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会の実施及びホームドア(1F)設置に関する協議。
②			
③			

他区の実況	(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)
	京浜急行蒲田駅 (大田区)、西武新宿線下井草駅 (杉並区)、西武池袋線東長崎駅 (豊島区)
議会要旨問状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年4定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について</li> <li>平成16年4定 駅総合改善事業の騒音対策について</li> <li>平成22年1定 成田新高速鉄道開業イベントの開催について</li> </ul>

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	コミュニティバスの利用促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	高梨	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-11-01	コミュニティバス関連事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	17年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上させ、高齢者や障がい者等の移動手段を確保する。							
対象者等	区民、区民以外のバス利用者							
内容	①運行 京成バス㈱による自主運行。区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助 ②運行経路（南千01系統）南千住駅西口、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環 約5.9km、30分程度、16停留所、47便/日、15～20分間隔、始発6:40～終発21:20 （南千02・02-1系統）南千住駅西口、町屋駅、南千住駅西口を結ぶ右回り循環 約6.0km、30分程度、15停留所、29便/日、30分間隔、始発6:50～終発20:55 （南千03系統）南千住駅東口、南千住駅西口を結ぶ往復運行 片道約3.7km、20分程度、12停留所、45便/日、20分間隔、始発6:40～終発21:20 （町屋04系統）新三河島駅、熊野前駅、尾竹橋、町屋駅を結ぶ循環運行 約6.3km、30分程度、20停留所、23便/日、40分間隔、始発6:40～終発21:20、平日のみ （町屋05・05-1系統）子ども家庭支援センター、尾竹橋、尾久橋を結ぶ往復運行 片道約3.0km、15分程度、23停留所、22便/日、20分間隔、始発6:54～終発20:54							
経過	平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成19年12月30日 町屋駅→グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統） 平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成24年2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置 平成24年11月1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統） 平成26年11月1日 コミュニティバス「町屋さくら」一部区間往復運行開始（町屋05系統） 平成27年3月29日 コミュニティバス「さくら」双方向運行開始、「汐入さくら」中型車両運行開始 平成29年3月26日 コミュニティバス「さくら」土休日のゆいの森経由便運行開始（南千02-1系統） コミュニティバス「町屋さくら」土休日の循環便縮小、往復便拡大（町屋05-1系統）							
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	「さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,609	1,636	1,605	1,650	1,900	
	②	「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,289	1,250	1,295	1,310	1,500	
③	「町屋さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	550	559	585	600	1,200		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
重点的に推進	重点的に推進	未導入地域への運行の検討や利用者への更なるサービス向上により、より良いコミュニティバスを目指す必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		49,015	2,947	20,296	162	3,163	163	20,163
決算額(30年度は見込み)		38,396	2,615	15,059	0	2,527	0	20,163
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員謝礼	65	報償費	委員謝礼	0	報償費	委員謝礼	103
需用費	会議用賄い	9	需用費	会議用賄い	0	需用費	会議用賄い	31
使用料等	会場使用料	7	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	29
工事請負費	停留所環境整備	2,446				工事請負費	停留所環境整備	20,000

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	11,772	10,376	▲ 1,396	地方税	0	0
	物件費	16		▲ 16	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0		0	都支出金	0	0
	扶助費	0		0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	65		▲ 65	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0		0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0	行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	580	2,233	1,653	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,879	▲ 12,609
	その他行政費用	2,446		▲ 2,446	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	14,879	12,609	▲ 2,270	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,879	▲ 12,609
特別費用(g)	0		0	特別収入(f)	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,879	▲ 12,609	

備考 29年度においては、物件費、補助費等が地域公共交通会議の開催がなかったことに伴い減少した。また、その他行政費用が停留所環境整備の皆減に伴い減少した。

問題点・課題 ○未導入地域への運行、既存路線の運行改善の検討  
○更なるサービス向上に向けた検討

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存路線の利用促進 利用者へのサービス向上 運行改善、未導入地域への運行の検討	汐入さくらルートの上屋整備 運行改善、未導入地域への運行の検討協議	さくらルートの上屋整備 運行改善、未導入地域への運行の検討
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区 未実施は、品川区、中野区、江戸川区、豊島区、目黒区

議会議案(要旨)	状況
平成24年4定 コミュニティバスの区内全地域への導入について	
平成27年度2月会議 コミュニティバスについて	
平成28年度11月会議 コミュニティバスの日暮里地域への導入について	
平成29年度9月会議 コミュニティバス・都電について	
平成29年度2月会議 日暮里地区のコミュニティバスについて	